

「賃貸型応急住宅」に係る補修費（入居時修繕負担金）支援について

1 制度の趣旨

令和8年熊本地震の被害により賃貸物件が提供できない状態にあるものを、補修することにより被災者へ提供できるようにするための被災者支援制度である。

2 対象要件

- (1) 令和8年熊本地震で被害を受けた空き室で、補修・入居が行われる八代市・宇城市・氷川町内の物件であること。
 - ※令和8年熊本地震の発生日（令和8年7月28日）に空き室だったものを対象とする。
 - ※補修が困難な程度の被害（全壊相当等）の場合は対象外とする。
 - ※今回の補修制度を利用するために入居者を退去させたものは対象外とする。
- (2) 原則、新耐震基準で建設（昭和56年6月以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修により住宅耐震性が確認されたものであること。
- (3) 県による借上げに至った物件であること。
 - ※補修工事後、被災者以外が入居した場合は対象外とする。

3 支援対象の補修工事の内容

対象となる補修工事の範囲は、今回の災害と直接関係あるもので、次の(1)又は(2)に該当する部分で、賃貸を行うために補修が必要な箇所とする。

(1) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

(工事の例)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ 壊れた屋根の補修 | ・ 傾いた柱の家起こし |
| ・ 破損した柱梁等の構造部材の取替 | ・ 壊れた床の補修 |
| ・ 壊れた壁の補修 | ・ 壊れた基礎の補修 |
| ・ 壊れた建具の補修(破損したガラス、玄関扉等) | ・ 壊れた給排気設備の取替 |
| ・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修 | ・ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修 |
| ・ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替 | ・ 屋外給湯器（同等品への交換に限る） |

※畳替えや壁紙の張替えのみなど、内装のみに関する補修は原則対象外とする。

(2) 飲用に係る地下水の取水に必要最小限度の部分

- ・ 被災井戸の不具合（水が出ない、濁る等）に関する原因調査（洗浄等）の実施
- ・ 飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）について、異物の除去、部材の交換、掘り直し、水質の検査その他の適切な方法により実施する補修

※次の全ての要件を満たす場合を対象とする。

- ①当該災害により敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
- ②井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。

③補修については以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。

- ・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
- ・井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと。
- ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。

④原因調査（洗浄等）・補修を行うことで賃貸が可能となること。

※井戸の機能が失われている場合は（２）の対象とする。宅内配管等の給水設備等のみ補修が必要な場合は（１）の対象とする。

4 支援額

原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、１戸あたりの限度額は以下のとおりとする。

（１）居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

１戸あたり ７５万７千円以内

（２）飲用に係る地下水の取水に必要最小限度の部分

１戸あたり ７５万７千円以内 ※複数戸が井戸等を共同利用している場合は最大４戸まで。

※（１）と（２）は区分し、相互に流用することはできない。

5 制度開始、終了日

この制度は、令和８年（２０２６）９月１７日から開始する。

制度の終了日は別途設定し、周知するものとする。

6 事務手続き（提出書類）

（１）補修工事完了後に提出する書類

工事発注者（貸主又は賃貸住宅管理者等）は、「２ 対象要件」に該当することを確認のうえ、熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書の提出に併せて、下記書類を持参又は郵便（特定記録郵便等）により提出する。

【提出書類】

- ・補修工事完了報告書（様式１）
- ・前入居者及び前入居者が退去した日が確認できる書類（任意の書類）
- ・誓約書（様式２）
- ・入居時修繕負担金の内訳（様式３）
※委任により管理会社が入居時修繕負担金の契約及び請求等を実施する場合は、
（様式８）を提出

【添付書類】

- ・工事写真（工事前・工事中・工事後）（様式４）
※補修前の写真がない場合は（様式７）も提出
- ・状況報告書（※住戸内工事用（様式５－１）、共用部工事用（様式５－２）、井戸等の修理用（様式６－２））
※洗浄による井戸機能回復が図られなかった場合は（様式６－１）も提出
- ・補修工事費の支払いを証する書類（送金伝票や領収書等の写し）
- ・工期及び工事費の内訳がわかるもの（見積書や契約書の写し、平面図等）

※補修工事完了報告書の提出期限については、補修工事完了報告書の提出状況や工事の進捗状況等に応じて設定し、後日、公表する。

（２）県の審査後に提出する書類

補修工事完了報告書等の審査後、「入居時修繕負担金の支払に関する契約書」（様式９）に必要事項を記入・押印の上、持参又は郵便（特定記録郵便等）により提出する。